

## 2006年医療制度改革に関する意見書

2003年3月28日閣議決定された「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」に基づき、社会保障審議会医療保険部会を中心に医療保険制度改革の議論が進められているが、2006年は診療報酬改定の年でもあり、医療政策においては大きな節目の年と言える。

少子高齢化の進展や就業構造の変化、低所得者の増加など、国民健康保険を取り巻く環境は依然として厳しく、老人医療費の増加などにより、保険財政はますます圧迫されている。このような状況の中において、良質な医療を確保し続けていくために、財政基盤を安定させることが喫緊の課題となっている。

よって、国会及び政府においては、だれもが公平で公正な医療が受けられる体制を確保するため、2006年の医療制度改革にあたっては、下記のとおり取り組むよう強く要望する。

### 記

- 1 国民健康保険の再編・統合にあたっては、国と地方自治体の財政責任を明確化し、都道府県、市町村、国民健康保険団体連合会が共同して保険者機能を強化できる体制を確保するとともに、国の責任において財政基盤の安定を図ること。
- 2 高齢者医療制度の検討にあたっては、単に医療費の抑制だけを目的とすることなく、現行の老人保険制度が果たしてきた予防活動等の成果を充分検証すること。
- 3 医療計画の見直しにあたっては、関連する各種計画との整合性をはかり効果的な保健医療サービスを目指すとともに、医療過疎地域への支援策や地域のニーズにあった医療供給体制の具体的施策を講じること。
- 4 診療報酬体系の見直しにおいては、分かりやすく公正な医療情報の提供体制を確保し、在宅医療や終末期医療など患者が生活者として尊重される医療の評価を高めること。
- 5 地域医療を確保するため、周産期医療や救急医療、終末期医療等の非採算医療部門を担う役割を持つ公立病院に対しては、その役割を十分に発揮できるよう支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)6月13日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

(提出者) 全議員